

運 営 規 程

ホームヘルプサービス鶴住

指定介護予防・日常生活支援総合事業

(第1号訪問事業介護予防訪問介護相当)

ホームヘルプサービス鶴住 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人鶴住が開設するホームヘルプサービス鶴住（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 介護予防訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する介護予防訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえた介護予防訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行う。
- (4) 介護予防訪問型サービス計画の作成後は、当該介護予防訪問型サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者に報告するものとする。
- (5) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (6) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(事業所の名称等)

第 3 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ホームヘルプサービス鶴住
- (2) 所在地 青森県北津軽郡板柳町大字野中字鶴住 1 0 2 - 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 この事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設管理者 1 名（デイサービスセンターと兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任 1 名

主任は人事管理を中心とした業務全般を行う。

- (3) サービス提供責任者 介護福祉士 2 名

サービス提供責任者は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護

計画の作成等を行う。

(4) 訪問介護員 介護福祉士 6名 (内4名が併設デイサービスセンター等と兼務)
訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスの提供に当たる。

(5) 事務職員 1名 (兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日、365日 (休日なし)
- (2) 営業時間、午前7時から午後8時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当) が法定代理受鎖サービスであるときは、その1割とする。但し、平成30年8月から一定の所得以上の方は、2割又は3割負担の場合あり。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満 500円
- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上の場合
1キロメートル増すごとに500円に50円を追加

3. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問型サービスを行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4. 保証人は本契約上負担する一切の債務を、極度額5万5千円の範囲の内で連帯して保証する。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、板柳町、鶴田町、藤崎町、五所川原市、弘前市の区域とする。

(緊急特等における対応方法)

第 8 条 訪問介護員等は、介護予防訪問型サービスを実施中に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 9 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、連々かに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざ

る事由による場合はこの限りではない。

3. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

(4) 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

(地域との連携について)

第11条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。

(衛生管理等及び感染症対策)

第12条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2. 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努める。

3. 事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

(職場におけるハラスメント)

第13条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害時には、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2. 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年6回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

3. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

4. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(掲示)

第15条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(その他運営に関する需要事項)

第16条 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 月1回、園内研修を実施。(その他各種研修会への参加を行う。)

2. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 従業者であった者が、正当な理由もなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、また、亡くなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人鶴住会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規定は、平成19年4月1日から施行する。
- この規定は、平成20年4月1日から施行する。
- この規定は、平成21年4月1日から施行する。
- この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- この規定は、平成25年4月1日から施行する。
- この規定は、平成26年4月1日から施行する。
- この規定は、平成27年4月1日から施行する。
- この規定は、平成28年4月1日から施行する。
- この規定は、平成28年6月1日から施行する。
- この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、平成31年4月1日から施行する。
- この規定は、令和元年4月1日から施行する。
- この規定は、令和元年9月20日から施行する。
- この規定は、令和元年10月19日から施行する。
- この規定は、令和元年12月1日から施行する。
- この規定は、令和2年4月1日から施行する。
- この規定は、令和2年5月1日から施行する。
- この規定は、令和3年7月1日から施行する。
- この規定は、令和4年4月1日から施行する。
- この規定は、令和4年8月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和7年4月1日から施行する。